

令和8年度「板橋いきいき8020」事業実施のお知らせ (板橋区歯科医師会会員向け)

板橋区歯科医師会会員の皆様におかれましては、日頃より板橋区の口腔衛生向上にご尽力いただき、誠にありがとうございます。令和6年に実施された歯科疾患実態調査の結果、80歳以上で20本以上の歯が残っている方の割合が61.5%と大幅に向上したことを受け、令和8年度から「板橋いきいき8020」事業の実施方法を大幅に見直すこととなりました。

以下に、主な変更点と手続きの流れをご案内いたします。

1. 事業概要

本事業は、板橋区在住の80歳以上で20本以上の歯がある方を対象に、「8020認定証」を贈呈するものです。認定は生涯で1回とします。認定証は板橋区歯科医師会が発行し、会長名や区長名は記載いたしません。

申請は各歯科医院から板橋区健康推進課へ下記電子申請(Logoフォーム)にて行い、健康推進課から郵送等で認定証を受領後、各医院が対象者に直接贈呈してください。なお、かかりつけ医が非会員の場合やかかりつけ医がいない方については、健康推進課の窓口で直接対応いたします。

認定証には、発行日と氏名を各医院で手書き等により記入いただき、賞状ケースは用意しませんので認定証のみをお渡しください。

2. 手続きの流れ(歯科医院側)

- ① 認定証枚数の申請：板橋区健康推進課へ電子申請システム(Logoフォーム)を用いて申請します。本お知らせが届き次第、申請可能です。可能な限りまとめたの申請をお願いいたします。
- ② 認定証の受領：健康推進課から郵送で認定証を受け取ります。
- ③ 認定証への記入：発行日と患者氏名(任意)を手書き等で記入します。
- ④ 対象者への贈呈：診療室で直接手渡してください。

3. 認定証発行申請フォーム：<https://logoform.jp/f/XkZcq>



上記より、必要事項を入力の上、申請を行なってください。通年で随時受け付けております。認定証の不足による再申請も可能ですが、可能な限りまとめたの申請にご協力をお願いいたします。